

当金庫の概要

当金庫の概要

さまざまなニーズにお応えするために、各種商品・サービスを取り揃えています。

預金業務

お客様の大切なお金を将来の生活設計、事業計画等に合わせ、お使いになる日まで安全・
確実に預かります。

お財布がわりにご利用いただける普通預金、お利息の有利な定期預金、資産形成に便利な定期積金・財形預金等さまざまな預金商品を取り揃えています。

融資業務

地域の皆さまの資金ニーズに幅広くお応えできるよう数多くの商品・サービスをご用意しています。地元企業の皆さまには事業の安定や発展のための運転資金・設備資金および各種制度資金、個人の皆さまには住宅資金や教育資金、各種消費者ローンなどで豊かな生活の実現を応援しています。また、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の融資業務の代理を行っています。

為替業務

全国各地の金融機関への資金の送金や振込、手形・小切手の代金取立等の業務を金融機関のオンラインネットワークを通じて、迅速に対応しています。また、パソコンやスマートフォンなどを利用して振込等ができる「インターネットバンキングサービス」も取り扱っています。

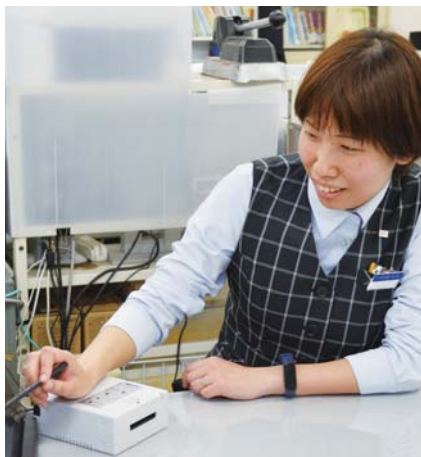
保険の窓口販売業務

各種保険等の窓口販売により、お客様の幅広いニーズにお応えしています。損害保険代理店として、「標準傷害保険」「住宅ローンの対象となる長期火災保険」「債務返済支援保険」「業務災害補償保険」「総合賠償責任保険」、生命保険代理店として、「医療保険」「がん保険」「就労所得保障保険」等を取り扱っています。

その他の業務

その他にも次のような業務をとおりてきめ細やかなサービスを行っています。

・有価証券投資業務 ・公共債の窓口販売業務 ・債務保証業務 ・保護預かりおよび貸金庫業務
・有価証券の貸付 ・公共債の引受 ・両替 ・振替業 ・電子債権記録業に係る業務 等



預金業務

令和3年7月1日現在

商品名	期 間	預入れ金額	内 容 ・ 特 色
総合口座 (決済用総合口座)	出し入れ自由	1円以上	貯める、ふやす、使う、借りる… 一冊の通帳に便利な普通預金、有利な定期預金または貯める定期積金、さらに自動融資をセットした預金です。

流動性

当座預金	出し入れ自由	1 円以上	小切手や手形でのお支払いができる預金です。商取引にご利用ください。
普通預金 (決済用普通預金)	出し入れ自由	1 円以上	いつでも出し入れが出来るサイフがわりに、給与・年金等の受取に、公共料金の自動支払いに、色々ご利用いただけます。
スーパー貯蓄預金	出し入れ自由	1 円以上	お預入れ残高に応じた金利がつく預金です。自由にお預入れ、お引出しができ、キャッシュカードもご利用できます。
納税準備預金	入金随時、 引出は納税時	1 円以上	納税資金にご利用いただけます。お利息は非課税です。
通知預金	7日以上	1 万円以上	まとまったお金の一時的運用に適しています。

定期性

スーパー積金	1,2,3,4,5年	1,000円以上	将来に備え目標額と期間を定め、毎月の月掛で計画的に資金を蓄えるのに最適です。
利息分割受取型 定期預金	1,2,3,4,5年	100円以上	プランに合わせて、1か月・2か月・3か月・4か月・6か月のいずれかの月ごとにお利息を受け取ることができる定期預金です。
積立定期預金	1年～15年	100円以上	好きな時に、好きな金額をお積立できます。
期日指定定期預金	1年～3年	100円以上 300万円未満	利息が利息を生む1年複利のお得な預金です。 お預けいただいてから1年以上たちましたら、満期日を指定していつでも引出せます。
スーパー定期	1か月～5年	1円以上	市場金利に応じた有利な利率で運用できます。
大口定期預金	1か月～5年	1,000万円以上	
変動金利定期預金	1年～3年	100円以上	預入日から6か月毎に、その時点での利率にもとづいてお利息が計算され有利に運用できます。

讓渡性

譲渡性預金	2週間～2年	1,000万円以上	満期前に譲渡可能な預金、大口余裕資金で短期運用にご利用ください。
-------	--------	-----------	----------------------------------

財形

財形年金預金	5年以上	100円以上	将来の年金資金を貯める預金です。	合算で元本550万円まで非課税です。
財形住宅預金	5年以上	100円以上	マイホームの資金づくりを目的とする預金です。	
一般財形預金	3年以上	100円以上	使い道の自由な預金です。課税扱いとなりますが、持家、進学融資の特典が受けられます。	

取引時確認について

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止策を適切に実施するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、窓口等において取引時確認を行っています。

何とぞご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

取引時確認が必要な取引、取引時確認で確認させていただく事項、窓口等でご提示いただく確認書類等につきましては、窓口にお問い合わせいただくか、当金庫ホームページ内の「重要なお知らせ」をご覧ください。



子育て応援積金



カーライフプラン



年金定期ぶらす

融資（ローン）業務

令和3年7月1日現在

商品名	期 間	融資金額	内 容 ・ 特 色
個人ローン	10年以内	500万円以内	あなたのライフビジョンの資金や急な出費にご預金はそのままにして、いろいろな夢の実現をお手伝いします。 手続簡単、クレジット感覚でご利用いただけます。
シニアライフローン	10年以内	100万円以内	
フリーローン<ジャスト1>	10年以内	500万円以内	
フリーローン<虹空>	10年以内	500万円以内	
フリーローン	10年以内	500万円以内	
多目的ローン<With>	10年以内	500万円以内	
カーライフプラン	10年以内	1,000万円以内	マイカーの購入、車検・修理費用、アクセサリーから免許取得まで車に関する資金にご利用いただけます。
無担保住宅ローン	20年以内	1,500万円以内	自宅の購入、買替、増改築等住まいにかかる資金にご利用いただけます。
空き家解体ローン	20年以内	500万円以内	
住宅ローン	35年以内	1億円以内	
リフォームプラン	15年以内	1,000万円以内	自宅のリフォーム資金にご利用いただけます。
教育プラン	16年以内	1,000万円以内	私立小・中学校、高校から大学院まで入学費用や進学費用などにご利用いただけます。 教育関連資金の借換資金にもご利用いただけます。 教育カードローンも取扱っております。
福祉プラン	10年以内	500万円以内	介護を要する方の日常便宜を図る機器購入費用などにご利用いただけます。
カードローン	3年（原則として自動更新）	※300万円以内	
// <きゃっする500>	3年（原則として自動更新）	※500万円以内	
教育カードローン	5年以内	500万円以内	高校・大学等への進学に低利な国の制度融資をご利用いただけます。
国の教育ローン（代理貸付）	15年以内	350万円以内	
不動産担保ローン	25年以内	3,000万円以内	
	35年以内	1億円未満	不動産の購入、修繕・改築、ローンの借換等にご利用いただけます。

※カードローンについては、貸越極度額となります。

商品名	期 間	融資金額	内 容 ・ 特 色
割引手形	期間、融資金額等については窓口へご相談ください。		一般商業手形・電子記録債権の割引をいたします。
手形貸付			仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。
証書貸付			設備資金など長期の資金をご融資いたします。
当座貸越			約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。
事業者カードローン	1年または2年	100万円以上 2,000万円以内	信用保証協会の保証を受けられる法人・個人の事業を営む方がご利用いただけます。
不動産担保ローン	15年以内	1億円未満	事業性資金にご利用いただけます。
	35年以内	1億円未満	
千葉県・東京都各市・区の制度融資	詳しくは窓口へご相談ください。		収益不動産の購入、修繕・増改築、不動産購入資金の借換等にご利用いただけます。
信金中央金庫（代理貸付）	固定10年以内	30億円以内	原則として信用保証協会の保証が受けられる中小企業者の方がご利用いただけます。
その他の代理貸付	変動30年以内		
	詳しくは窓口へご相談ください。		当金庫の会員で事業を営む法人・個人の方の設備、運転資金等にご利用いただけます。
			その他の代理機関としては株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人住宅金融支援機構などがご利用いただけます。

商品ご利用にあたっての留意事項

〇

それぞれの商品につきましては、その内容や規定をよく確認のうえ、ご不明な点がございましたら当金庫の窓口や職員に何なりとお申し出下さい。

〇

ローンの種類によりましては、本人であることを証明するもの（運転免許証、個人番号カード等）、所得を証明するもの（源泉徴収票、公的収入証明等）、ご利用目的を証明するもの（見積書等）などをご提出いただくことがあります。また、審査の結果お客様のご希望に沿えない場合がございます。

〇

ローンのご利用にあたりましては、ご利用残高などに注意され、ご返済に無理のないよう計画的なご利用をお勧めいたします。

〇

個人情報保護法施行に伴い、個人情報の利用目的の同意書をいただく場合がございます。

サービス業務

令和3年7月1日現在

種 類	内 容 ・ 特 色
送金・振込	当金庫本支店間をはじめ全国各地の金融機関にオンラインによって、迅速にご指定口座にお振込みができます。
手形・小切手の取立	手形・小切手などのお取立てができます。
給与振込	給料、ボーナスが自動的に指定口座に振込まれます。
自動受取	年金、配当金などがご指定の預金口座に自動的に振込まれます。
自動支払	公共料金や各種税金、保険料、クレジット料金などを預金口座から自動的にお支払いいたします。 Pay-easy（ペイジー）による口座振替受付サービス等もご利用いただけます。
為替自動振込	振込先を登録していただくことで、お客様のお手数を省略できるサービスです。
ホームバンキング	オフィスやご家庭に居ながら端末機を利用してご自身で預け替え・振込・残高照会ができるサービスです。
ATM振込	窓口での振込より振込手数料がお得となっています。 決まった振込先のある方には、次回のATM操作がさらに簡略できる「振込カード」を発行いたします。
歳入金・公金収納	各種税金や公金の収納をご利用いただけます。
診療報酬	医療機関の社会保険・国民健康保険診療報酬を、ご指定の口座にお振込みいたします。
アンサーサービス	預金口座への振込や残高等のお取引内容を電話やファクシミリにより自動的にご通知したり、高照会にお答えします。
しんきん自動集金サービス	地元や全国各地にあるお客様のお取引先からの集金（代金回収等）を自動的にを行い、お客様の口座に一括してご入金いたします。
一括支払いシステム	売掛金の自動入金や、割引手形にかわる当座貸越資金のご利用ができます。
株式払込	会社設立や増資の株式払込金の受入をいたします。
公共債窓口販売	長期利付国債、中期利付国債等の窓口販売をいたします。
キャッシュカード	キャッシュカード1枚で全国の信用金庫および銀行等でご預金のお引出し等ができます。 また、キャッシュカードで日曜日・祝日にもCD、ATMでお引出しおよび残高照会等がご利用いただけます。
貸金庫	預金証書、有価証券、貴金属、権利証などの貴重な財産を安全にお預かりいたします。
夜間金庫	営業時間終了後の売上金などをお預かりし、翌営業日にご指定口座に入金いたします。
しんきん経営者年金	東京ベイ経営者協議会の企業会員の役員および個人事業主を対象とした年金制度です。
テレホンバンキング	キャッシュカードの暗証番号と10桁の会員番号登録で、振込・振替の他残高照会等のサービスがご利用いただけます。
インターネットバンキング	パソコンやスマートフォン等を使用して振込・振替の他残高照会・取引履歴照会・税金・各種料金の払込サービス等がご利用いただけます。
でんさいネット	でんさいネットとは、手形・振込に代わる新たな決済手段で、電子記録債権をインターネットを通じて電子的に記録することで利用できるサービスです。
デビットカード	キャッシュカードで全国のデビットカード加盟店でそのままお買物ができます。（一部の加盟店でご利用できない場合があります。）
保険販売	生命保険 医療保険、がん保険、就労所得保障保険等の販売を行っております。 損害保険 標準傷害保険、住宅ローンの対象となる長期火災保険・債務返済支援保険、業務災害補償保険、総合賠償責任保険等の販売を行っております。
即時口座振替サービス	電子マネーのチャージ（入金）やオンライン決済サービスの支払がご利用いただけます。 現在ご利用いただける提携先 メルペイ（休止中、再開は令和4年の予定）
しんきん通帳アプリサービス	スマートフォン内で通帳履歴の閲覧ができます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1.

当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

2.

金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

3.

当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

4.

当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

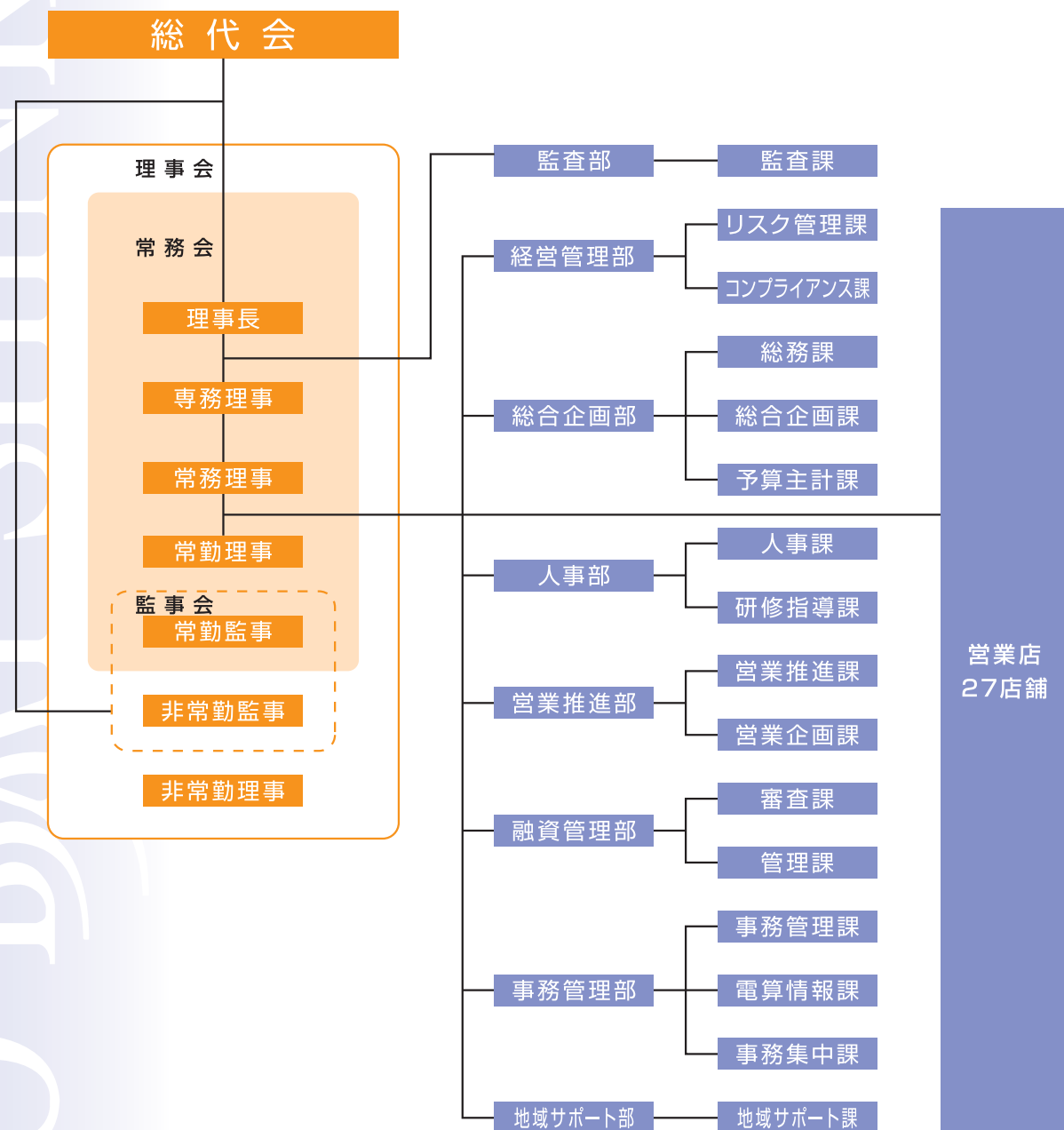
5.

金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

9

10

令和3年7月1日現在

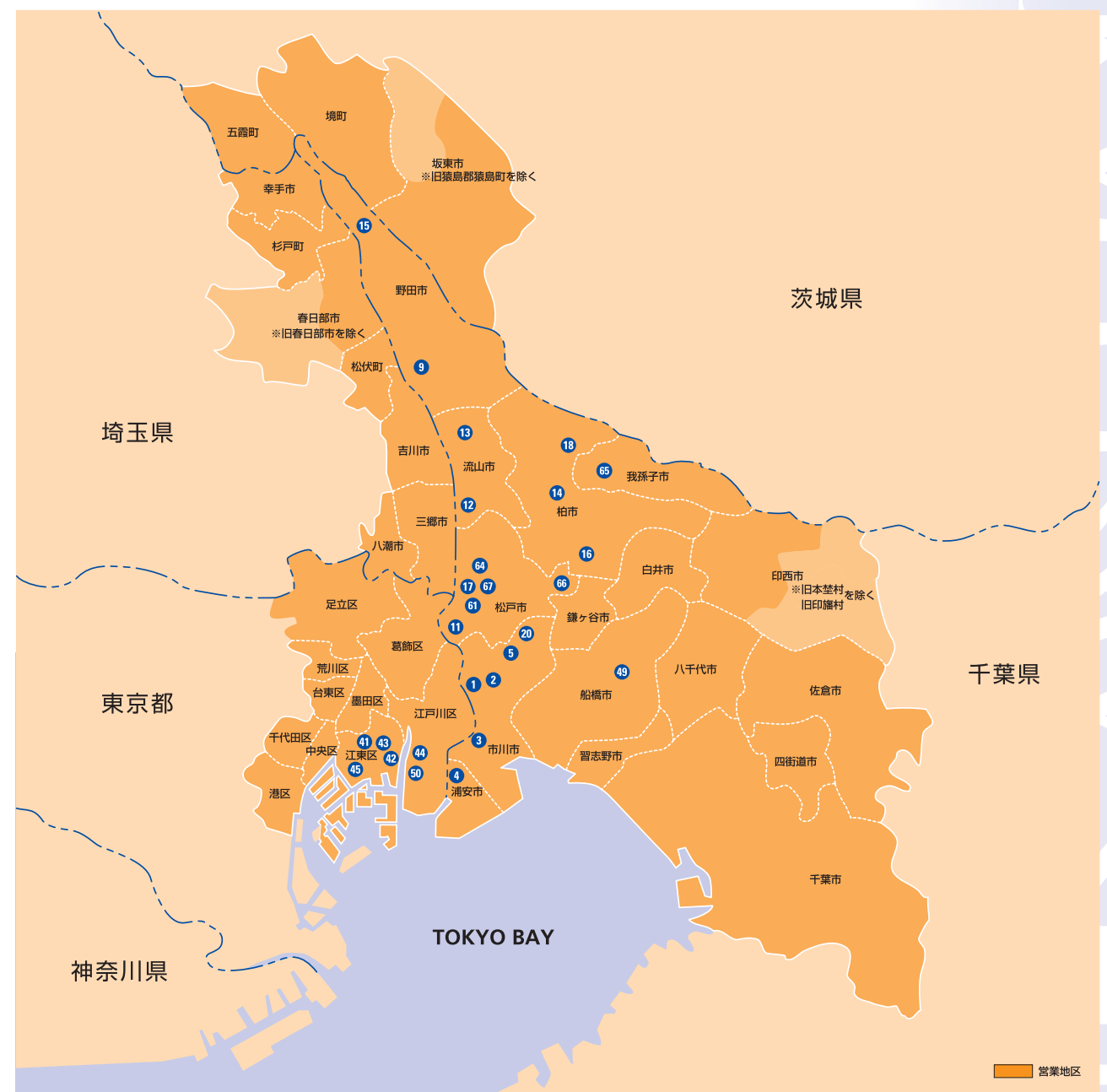


令和3年7月1日現在

理事 長 (代表理事)	酒 井 正 平	常勤理事	渡 辺 精 久	理 事	村 岡 実 (※ 1)	常勤監事	山 口 隆 之
専務理事 (代表理事)	村 松 信 二 (※ 1)	常勤理事	佐 藤 秀 史	理 事	松 本 光 史 (※ 1)	監 事	長 尾 由 彦
常務理事 (代表理事)	市 原 裕 彦	常勤理事	白 崎 敏 孝			監 事	霜 山 明 夫 (※ 2)
常務理事 (代表理事)	三 井 一 弘	常勤理事	村 越 昌 史				

※ 番号は「店舗番号」です。

令和3年7月1日現在



- | | | | | |
|---|---|---|--|--|
| ① 本店
市川市市川1-23-28
047(326)1111 | ⑩ 矢切支店
松戸市下矢切69-4
047(363)7171 | ⑪ 松戸栄町支店
松戸市栄町4-247
047(365)4121 | ⑫ 船堀支店
江戸川区船堀3-7-5
03(3680)3551 | ⑬ 我孫子支店
我孫子市本町3-9-10
047(182)2151 |
| ② 八幡支店
市川市八幡2-4-5
047(334)2511 | ⑪ 流山支店
流山市流山1-257
04(7159)3311 | ⑬ 北柏支店
柏市根戸467-142
04(7132)1151 | ⑭ 豊洲支店
江東区豊洲4-1-23
03(3531)9621 | ⑭ 六実支店
松戸市六実3-6-5
047(388)2261 |
| ③ 行徳支店
市川市行徳駅前1-22-17
047(357)2111 | ⑬ 江戸川台支店
流山市江戸川台東2-21
04(7154)3111 | ⑭ 大野支店
市川市大野町2-1414-1
047(338)1111 | ⑮ 高根支店
船橋市芝山6-1-1
047(463)1441 | ⑮ 八柱支店
松戸市常盤平陣屋前7-1
047(388)1801 |
| ④ 浦安支店
浦安市猫美5-18-16
047(351)2151 | ⑮ 柏支店
柏市中央1-8-15
04(7164)1515 | ⑮ 城東営業部
江東区大島4-7-1
03(3685)2311 | ⑯ 西葛西支店
江戸川区西葛西6-10-11
03(3675)2211 | ⑯ 店舗外ATM
本店南出張所
市川市新田4-9-2 |
| ⑤ 宮久保支店
市川市宮久保3-2-9
047(371)3471 | ⑮ 関閩支店
野田市東宝珠花233
04(7198)0111 | ⑯ 砂町支店
江東区東砂6-12-7
03(3644)4108 | ⑰ 松戸支店
松戸市仲井町2-139
047(368)2121 | |
| ⑥ 野田支店
野田市野田351
04(7125)3111 | ⑮ 沼南支店
柏市大島田128-1
04(7191)2161 | ⑰ 大島支店
江東区大島7-22-16
03(3681)6126 | ⑰ 馬橋支店
松戸市馬橋1890
047(341)2151 | |

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。この総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

1. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。
(1) 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
(2) 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
(3) 総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

2. 総代候補者選考委員選考基準

- (1) 資格要件
- ① 総代候補者選考委員は、当金庫の会員でなければならない。
 - ② 就任時点で満79歳未満の会員でなければならない。
- (2) 総代候補者選考委員の選考基準は次の通りとする。
- ① 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解していること。
 - ② 地域の事情に明るく、人格・識見とも優れていること。
 - ③ その他金庫が適格と認めたもの。

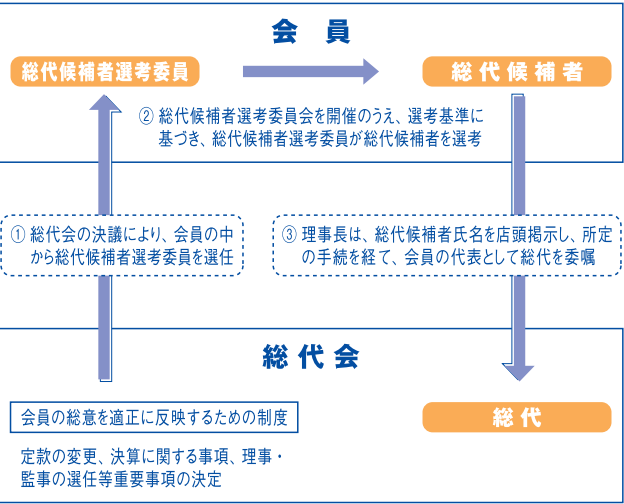
3. 総代候補者選考基準

- (1) 資格要件
- ① 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
 - ② 就任時点で満80歳未満の会員でなければならない。
- (2) 総代候補者の選考基準は次の通りとする。
- ① 総代としてふさわしい見識を有している人であること。
 - ② 良識をもって正しい判断ができる人であること。
 - ③ 地域における人望が厚く、総代としてふさわしい人であること。
 - ④ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人であること。
 - ⑤ 行動力があり、積極的な人であること。
 - ⑥ 人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる人であること。
 - ⑦ 金庫理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人であること。
- (3) 非常勤を含む当金庫役員は総代を兼務することが出来ない。

4. 第94期通常総代会決議事項(令和3年6月22日)

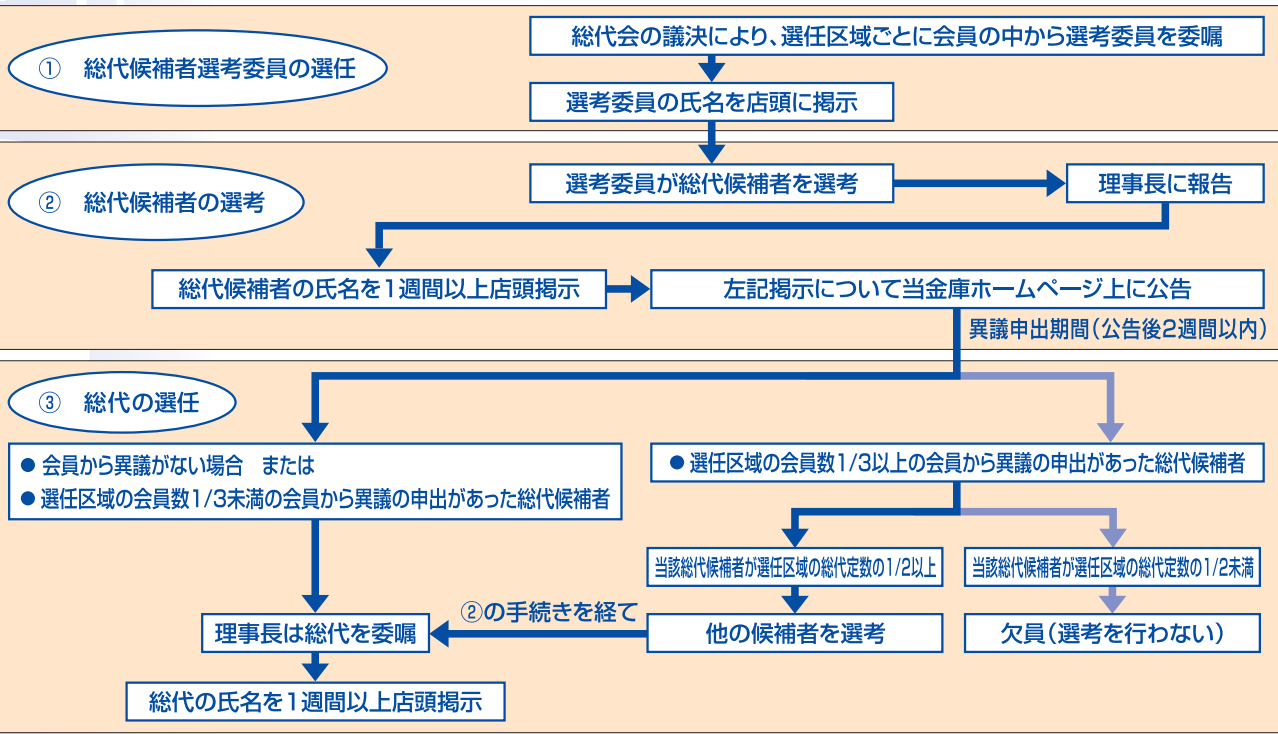
- 第1号 剰余金処分案承認の件
- 第2号 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号 総代候補者選考委員選任の件
- 第4号 理事選任の件
- 第5号 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代が選任されるまでの手続について

地区を7区の選任区域に分け、会員数に応じて選任区域ごとに総代の定数を定める



総代の氏名等

令和3年7月1日現在

(敬称略・順不同)

地区	人数	区域	氏名
第1区	20人	市川市のうち 市川 市川南 新田 平田 大和田 大洲 真間 菅野 東菅野 国府台 曾谷 大野町 南大野 大町 柏井町 奉免町 稲越 須和田 国分 中国分 東国分 北国分 堀之内 松戸市のうち 上矢切 中矢切 下矢切 栗山 三矢小台 二十世紀が丘 大橋 秋山 高塚新田	久野 勝己⑥ 塚本 福二⑥ 湯浅 健弘⑥ 中村 政邦⑤ 加藤 憲一⑤ 浮谷 直之⑤ 高島 和之⑤ 曾我 明哲⑥ 石井 重一⑤ 長谷 和雄⑦ 高梨 近一④ 佐藤智枝子① 松橋 純子① 松井 玲子① 山口 薫① 竹内 清海① 芝田 弘一① 竹内 秀雄① 高橋 直人① 林 卓也①
第2区	11人	市川市のうち 八幡 南八幡 宮久保 下貝塚 東大和田 稲荷木 鬼高 鬼越 高石神 中山 北方 北方町 本北方 若宮 高谷 高谷新町 田尻 原木 東浜 二俣 二俣新町 船橋市 習志野市 八千代市 千葉市 四街道市 佐倉市	植草 敏男⑥ 松丸 友樹② 稲葉 清一⑤ 石井 誠一④ 藤井 利一⑩ 工藤 祐政⑥ 田嶋 紀一⑥ 成瀬 正泰④ 田中喜兵① 松丸 元① 金澤 庸之①
第3区	18人	市川市(第1区・第2区の地域を除く) 浦安市 江戸川区	高橋 秀夫⑥ 野地 豊⑤ 吉橋 恒雄④ 榎本敬三郎④ 三橋 具典⑤ 木村 聖④ 並木 勝利⑥ 橋本 豊之⑩ 渡邊 孝二⑩ 奥村 政治⑤ 大澤 秀行④ 田中 政弘⑩ 田中 幸也⑦ 伊藤 明④ 森川 正明① 尾頭 博行① 岡崎敬次郎① 郡 修三①
第4区	13人	野田市 流山市 埼玉県三郷市 幸手市 八潮市 吉川市 北葛飾郡松伏町 杉戸町 春日部市(旧春日部市を除く) 茨城県坂東市(旧猿島郡猿島町を除く) 猿島郡境町 五霞町	坂倉 鋭一⑦ 柴原 和史⑤ 野島 定⑤ 玉ノ井哲夫④ 原 延雄⑤ 梶原 健一⑥ 金子 憲一⑦ 林 勝己④ 織原賢一郎① 大塚健太郎① 宮田 義則① 長澤 章裕① 遠藤 博一①
第5区	15人	柏市 鎌ヶ谷市 我孫子市 印西市(旧印旛村、旧本埜村を除く) 白井市	坂東 民男④ 青山 貞夫⑦ 小溝 貞次⑦ 富澤 康人⑩ 山形 俊雄⑦ 安田 政弘⑤ 小林 良三⑤ 間宮偉佐夫④ 原 哲⑦ 深山 喜一⑦ 大木 義勝⑤ 大井 幹雄⑤ 渋谷 重大⑤ 長谷川寛一① 石原 雄一①
第6区	18人	江東区 葛飾区 墨田区 足立区 荒川区 台東区 千代田区 中央区 港区	松土 英男⑦ 横田 文雄⑩ 若林 茂⑥ 坪田 俊之⑤ 三浦 繁夫⑤ 川出 潤④ 島田 実④ 石田 哲司⑤ 松本 行雄② 鈴木 基之⑩ 佐竹 末男⑤ 横山 和久⑤ 高橋 享④ 渡邊 省吾⑥ 渡辺 哲三⑤ 小泉 博久① 亀井 利重① 石澤 拓哉①
第7区	14人	松戸市(第1区の地域を除く)	浮ヶ谷信夫② 鈴木 等⑦ 加藤 栄⑩ 渡辺光一郎⑦ 早川 俊通④ 浅野 久⑦ 田中 孝⑧ 浮ヶ谷忠弘⑧ 岡田 吉夫⑩ 高橋 康夫⑤ 宮口 博④ 佐藤 勝盛① 安蒜 崇① 佐々木恒司①
合計	109人		

(注) 丸数字は東京ベイ信用金庫での総代の就任回数

総代の属性別構成比

職業別	法人役員96.4%、個人事業主1.8%、個人1.8%
年代別	40代以下3.7%、50代14.7%、60代35.8%、70代39.4%、80代6.4%
業種別	製造業16.5%、建設業17.4%、卸・小売業23.0%、サービス業11.0%、不動産業(賃貸含む)21.1%、その他11.0%

各種手数料一覧

令和3年7月1日現在

為替・取立手数料（1件につき）

区 分	種 類		金額の区分	手数料（消費税込み）	その他参考となる事項（消費税込み）	
窓口振込手数料	当金庫同一支店宛		5万円未満	330円	会 員 220円（注1）	
			5万円以上	550円	会 員 330円（注1）	
	当金庫本支店宛		5万円未満	330円	会 員 220円（注1）	
			5万円以上	550円	会 員 330円（注1）	
	他行宛	文 書 扱	5万円未満	660円	会 員 660円	
			5万円以上	880円	会 員 660円	
		電 信 扱	5万円未満	660円	会 員 660円（注1）	
			5万円以上	880円	会 員 660円（注1）	
自動機（ATM） 振込手数料	当金庫同一支店宛		5万円未満	110円	会 員 無 料（注2）	
			5万円以上	330円	会 員 無 料（注2）	
	当金庫本支店宛		5万円未満	110円	会 員 無 料（注2）	
			5万円以上	330円	会 員 110円（注2）	
	他行宛（電信扱）		5万円未満	440円	会 員 440円（注2）	
			5万円以上	660円	会 員 440円（注2）	
テレホンバンキング 振込手数料	当金庫同一支店宛		5万円未満	無 料	会 員 無 料	
			5万円以上	無 料	会 員 無 料	
	当金庫本支店宛		5万円未満	220円	会 員 無 料	
			5万円以上	440円	会 員 220円	
	他行宛（電信扱）		5万円未満	550円	会 員 550円	
			5万円以上	770円	会 員 550円	
送金手数料	当金庫本支店宛			550円		
	他行宛（普通扱）			880円		
HB（ホームバンキング） 振込手数料	当金庫同一支店宛			無 料		
	当金庫本支店宛			無 料		
	他行宛（電信扱）			495円		
IB（インターネットバンキング） 振込手数料	当金庫同一支店宛		5万円未満	無 料		会 員 無 料
			5万円以上	無 料		会 員 無 料
	当金庫本支店宛		5万円未満	110円		会 員 110円
			5万円以上	330円	会 員 220円	
	他行宛（電信扱）		5万円未満	330円	会 員 220円	
			5万円以上	550円	会 員 440円	
為替自動振込手数料	口座振替料			660円	年 額	
	振込手数料（窓口振込手数料と同じ）1回につき			330円～880円	会 員 220円～660円	
給与振込	窓口扱いの給与（賞与）振込 （登録振込依頼書等の用紙での振込）		当金庫宛	無 料	※資金受入期限（指定日の 2営業日前まで）を過ぎて 受付をした場合は、通常の 振込手数料となります。	
			他行宛	110円		
	法人・個人事業主向けインターネットバンキングの 給与（賞与）振込			無 料		
代金取立手数料	東京交換			220円		
	東京交換以外			1,100円		

（注1）視覚障がい者の方が窓口でお振込の場合（障害者手帳により確認）は、自動機（ATM）によるお振込と同様の手数料とさせていただきます。
（注2）当金庫会員の方が会員登録店舗のキャッシュカード・ローンカードを利用してお振込した場合の手数料です。

ATM入出金手数料【1回につき（消費税込み）】

曜日別 手数料	ご利用時間	当庫オンライン		信金オンライン		ゆうちょオンライン		MICSオンライン		CAFISオンライン (提携クレジット)	
		出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金
平 日	8:00～ 8:45	無 料	無 料	110円	110円	220円	220円	220円	220円	無 料	無 料
	8:45～18:00			無 料	無 料	110円	110円	110円	110円		
	18:00～19:00			110円	110円	220円	220円	220円	220円		
	19:00～21:00										
土曜日	8:45～ 9:00	無 料	無 料	110円	－	220円	－	220円	－	－	－
	9:00～14:00			無 料		110円		110円		無 料	無 料
	14:00～17:00			110円		220円		220円		110円	
日曜・祝日	8:45～ 9:00	110円	無 料	110円	－	220円	－	220円	－	－	－
	9:00～17:00									110円	無 料

※ 「－」の部分はご利用できない時間帯です。
※ ご入金できない提携金融機関もあります。詳しくはカードを発行された提携金融機関にお問い合わせください。
※ 当金庫キャッシュカード・ローンカードは1口座あたり1日のご利用限度額は50万円までとなります。（ただし、ご利用限度額をお届けいただいている場合は、その限度までとなります。）
※ お取扱時間は、お取扱場所によって異なることがあります。詳しくは店頭窓口までお問い合わせください。

融資関連事務手数料

区 分	種 類	手数料（消費税込み）	その他参考となる事項
【住宅ローン】の繰上返済 および条件変更等	無担保住宅ローン 事務取扱手数料	11,000円	新規実行時
	一部繰上返済	5,500円	変動金利または新型変動金利期間中
		22,000円	固定金利選択中
	全部繰上返済	5,500円	変動金利または新型変動金利期間中
		33,000円	固定金利選択中
	条件変更（金利以外）	5,500円	担保および保証人の変更、返済方法の変更、期限延長など
	金利引下	5,500円	
	固定金利への変更	5,500円	（固定金利選択）
【アパート・マンション資金】 の繰上返済および 条件変更等	変動金利への変更	5,500円	（通期固定金利からの変更）
	事務取扱手数料	55,000円	新規実行時
	期限前返済（一部・全部）	右計算式で 算出した額	繰上返済額×1.0%（手数料）+消費税
	条件変更（金利以外）	5,500円	
	金利引下	5,500円	
	固定金利への変更	5,500円	（固定金利選択）
	変動金利への変更	5,500円	（通期固定金利からの変更）
	【一般事業資金】（アパート・ マンション資金以外）の 条件変更等	条件変更（金利以外）	5,500円
金利引下		5,500円	
固定金利への変更		5,500円	（固定金利選択）
変動金利への変更		5,500円	（通期固定金利からの変更）
融資実行手数料	当座貸越の期限延長	3,300円	（事業性カードローンを含みます）
	融資実行手数料	1,100円	新規実行時
不動産担保調査手数料	新規設定	55,000円	
	極度変更	22,000円	（増額・減額）
	追加設定	33,000円	
	増額・追担保	55,000円	
	遠隔地物件	11,000円	物件が取扱店の管轄および隣接する登記所以外のもの
	営業地区外物件	33,000円	金庫営業地区外物件
	順位変更	33,000円	
	譲渡・譲受	55,000円	
不動産担保抹消等手数料 （注）	登記立会い	5,500円	（金庫外立会い）
	一般のお客様	11,000円	
	不動産業を営まれている お客様の商品不動産等の 抹消	11,000円	1区画
		16,500円	2区画～5区画
		33,000円	6区画～9区画
		44,000円	10区画以上
	資格証明書	1,100円	当金庫分が必要となる場合
	印鑑証明書	550円	当金庫分が必要となる場合
登記立会い	5,500円	（金庫外立会い）	
その他手数料	融資証明書	11,000円	
	保証書	1,100円	（変更保証書を含みます）
	金融機関借入用約束手形	550円	
	主債務の履行状況に 関する情報提供書	1,100円	

（注）原則として平成16年9月30日以前のご融資分に関する抹消手数料は対象外です。

各種手数料一覧

令和3年7月1日現在

でんさい関連手数料・ご利用料

取 引 種 類		手数料(消費税込み)	
		当金庫宛	他行宛
基本手数料(法人インターネットバンキング[WEB+FB]契約者は無料)		年13,200円	
発生記録(債務者請求方式)		330円	660円
発生記録(債権者請求方式)		330円	660円
譲渡記録		165円	330円
分割譲渡記録		330円	660円
開示	通常開示(web)	無料	
	通常開示(書面)	330円	
	特例開示(書面)	3,300円	
単独保証記録		330円	
変更記録(債権内容に係る場合)	債権内容変更(web)	330円	
	債権内容変更(書面)	1,980円	
	属性変更	無料	
支払変更記録		330円	
割引利用手数料	全部譲渡	33円	
	一部譲渡	99円	
	(web)	330円	
訂正・回復	(書面)	1,980円	
	(都度請求)	実費	
	(web)	無料	
支払不能通知の訂正		1,980円	
支払不能通知の取消		1,980円	
強制執行等の記録		無料	
残高証明書発行手数料	定例発行方式(1通あたり)	2,200円	
	都度発行方式(1通あたり)	4,400円	
貸倒引当金繰入事由証明書発行手数料		1,650円	
入金手数料		220円	
窓口事務代行手数料※		1,100円	

※お客様からのご依頼に基づき、当金庫が代行して行う取引で、所定の記録請求等にかかる手数料のほかに、1取引につき別途にかかる手数料です。
インターネット利用による手数料は毎月末日締め、翌月25日支払(自動引落)となります。窓口利用による手数料についてはご利用の都度お支払いいただきます。

諸手数料・ご利用料

区 分	種 類	手数料(消費税込み)	その他参考となる事項(消費税込み)
諸手数料	振込・振替・送金・取立手形・小切手の組戻料(1件)	1,100円	
	取立手形店頭呈示料、不渡手形・小切手返却料(1件)	1,100円	
	異議申立手数料	実費	
	ビール券等取立手数料(1枚)	無料	酒販組合の券のみ取扱可
小切手・手形用紙代	小切手帳(1冊50枚)	880円	
	約束手形(1冊50枚)	1,100円	
	為替手形(1冊25枚)	550円	
	約束手形用紙(1枚)	22円	
	マル専手形用紙(1枚)	550円	口座開設手数料3,300円
	署名判登録手数料(1登録)	5,500円	
自己宛小切手発行料	1枚	550円	
円貨両替・硬貨入金手数料		両替・入金枚数等に応じた当金庫所定の手数料	
各種証明書発行手数料	通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード・貸金庫カード(1件)	1,320円	磁気不良は無料
	残高証明書	継続発行	440円 会員220円
		都度発行(金庫書式)	550円 会員330円
		都度発行(金庫書式以外)	1,100円 住宅取得控除用は無料
		相続用	1,100円
		監査法人	3,300円
	相続預金の払戻し(仮払い)証明書	1,100円	
	その他証明書(1件)(融資証明書等は除く)	440円	会員220円
	個人情報開示手数料	当金庫所定の手数料・費用	
	相続以外の取引履歴 1枚につき	110円	
取引履歴明細発行手数料	相続に関する取引履歴(手数料単価)×(月数)	330円	預金口座1口座につき、1か月単位
	利用手数料	39,600円	年 額
夜間金庫手数料 (取扱店舗のみ)	専用入金帳(1冊50枚)	16,500円	
	小型および簡易貸金庫	7,700円	
貸金庫手数料 (取扱店舗のみ)	中型	11,000円	年 額
	大型および半自動式	16,500円	
	全自動 小型・中型・大型		
	※各店舗に設置済の貸金庫のタイプより手数料は異なりますので、詳細は窓口にお問い合わせください。		
	セーフティーバック	5,500円	
株式・出資払込手数料		払込金額に応じた当金庫所定の手数料	
公共債保護預り手数料		1,320円	年 額
アンサー・HB利用料	アンサー(振込・残高等自動通知案内サービス)	6,600円	1口座・年額
	HB(ホームバンキング)	13,200円	1契約・年額
「個人利用」IB利用料	IB(インターネットバンキング)基本利用料金	1,320円	1契約・年額
「法人・個人事業主利用」IB利用料	給振・総振・都度振込	66,000円	1契約・年額
	都度振込のみ	13,200円	

内部管理態勢の整備

当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として、「内部管理基本方針」を定め、内部管理態勢の整備とその実効性の確保に努めております。

内部管理基本方針

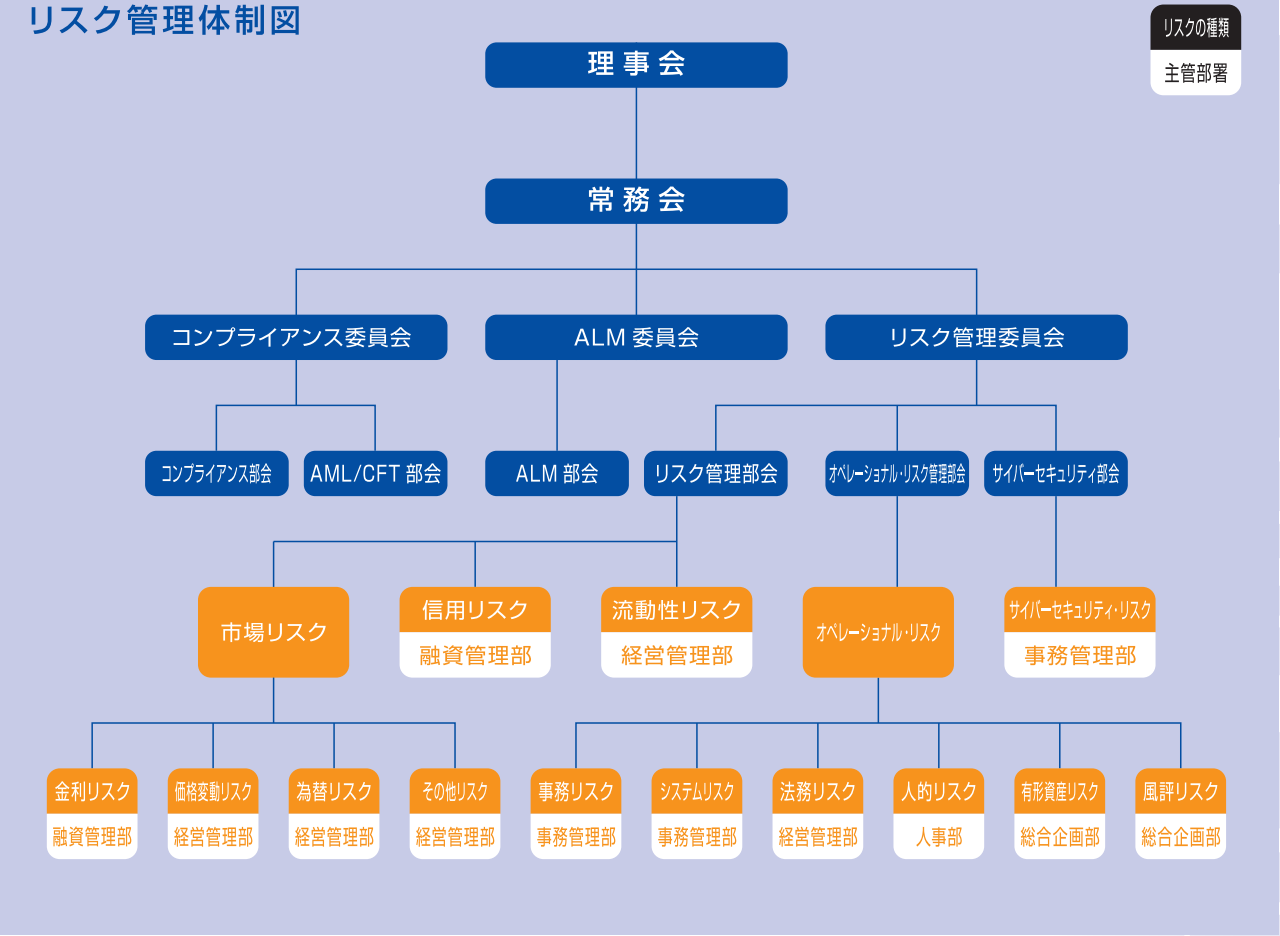
1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合の当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

リスク管理態勢

金融・経済の自由化、グローバル化やIT技術の進展等により、金融業務に関するリスクは多様化、複雑化しています。このような金融環境の中で、当金庫は、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、可能な限りリスク量の計量化を図り、経営体力(自己資本)の水準から許容できるリスク・アセット総量を認識し、適正なコントロールを行い、健全性の維持と収益性の向上の双方にバランスのとれた経営を目指して、リスク管理態勢の充実、強化に努めています。

当金庫では、理事会をリスク管理に関する最高意思決定機関とし、常勤役員全員で構成する常務会がリスク管理を統括しています。また、常務会の下にリスク管理委員会を設置し、ALM委員会と連携し、統合的リスク管理体制およびオペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立ならびに各リスク管理態勢に関する施策等について検討・協議し、その実施状況を検証・評価して、統合的なリスク管理を行っています。

リスク管理体制図



信用リスク 1. リスク管理の方針および手続の概要 (1) 信用リスク管理の方針 信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。 当金庫では、信用リスクを最重要のリスクと位置づけ、与信業務についての基本的な考え方や判断基準等として「融資基本方針（クレジット・ポリシー）」を制定し、全ての役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。 (2) 信用リスク管理体制 信用リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。 また、リスク全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、与信ポートフォリオを定期的にモニタリングするなど、信用リスク全般について協議、検討を行っています。 (3) 自己査定 自己査定は、信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業として位置付けています。 当金庫では、経営管理部を自己査定の統括部署とし、「自己査定基準」「自己査定マニュアル」に基づいて貸出資産その他の資産の実態を把握・管理しています。 (4) 償却・引当 貸倒引当金は、「償却・引当規程」および「償却・引当マニュアル」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定するとともに、その結果については、内部監査による検証および監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。 (5) 貸出条件の審査 貸出案件の審査にあたっては、適切な資金の運用を行うことにより、当金庫および当金庫の会員であるお取引先の健全な発展育成を図らなければならないと考えています。個別の案件審査については、営業店において個別案件ごとの調査・分析結果に基づいて審査し、営業店長の権限を超えるものは、営業推進部門から独立した融資管理部が審査し、融資管理部担当役員の権限を超えるものは、常勤役員全員で構成する貸出審査会にて審査する体制としています。 (6) ポートフォリオ管理 特定の与信先・グループあるいは特定の業種などへの与信集中による過大な信用集中リスクを回避するため、一与信先・グループへの与信限度を定めているほか、大口与信先、金額階層別、業種別および資金使途別の与信状況などについて、定期的にリスク管理委員会でモニタリングを行うとともに、経営陣へ報告しています。 2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、「外部格付使用基準」に基づいて以下の5つの機関を採用しています。 なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。 (1) 格付投資情報センター（R&I） (2) 日本格付研究所（JCR） (3) ムーディーズ（Moody's） (4) スタンダード・アンド・プアーズ（S&P） (5) フィッチ（Fitch） 3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要 当金庫では、貸出案件の審査にあたって、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証に過度に依存しないよう努めていますが、案件審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には、人的補償、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、当金庫が定める「融資規程」や「担保評価事務処理要領」等により適正な評価・管理を行っています。 また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「信用金庫取引約定書」および「事務処理要領」等により適切な取扱いに努めています。 信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、自己資本比率算出のための信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により資産から削減額を控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことをいいます。 具体的には、適格担保として、担保を設定している預金・積金を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権額を上限とし、預金・積金は残高の範囲内としています。 また、貸出金と自金庫預金の相殺として、一定のルールのもとに担保となっていない定期性預金残高を貸出債権額と相殺したものと見なして、信用リスクを軽減しています。保証としては、国、地方公共団体、政府関係機関、しんさん保証基金等の民間保証会社が保証している保証債権について、保証される部分に限り、保証先のリスク・ウェイトを適用しています。 市場リスク 1. リスク管理の方針および手続の概要 (1) 市場リスク管理の方針 市場リスクとは、金利や有価証券、為替などの価格が変動することによって、当金庫が保有する資産および負債の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。 当金庫では、市場リスクを適切に把握して許容範囲内に収めるとともに、適正な収益を得ることを基本方針としています。 (2) 市場リスク管理体制 市場リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。 また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、ポジション枠等の遵守状況やリスク量を定期的にモニタリングし、市場リスク全般について協議、検討を行っています。 さらに、フロントオフィス（資金運用部門：総合企画部総合企画課）、ミドルオフィス（リスク管理部門：経営管理部リスク管理課）、バックオフィス（事務部門：総合企画部予算主計課）を設置して相互に牽制が働く体制としています。 (3) リスクの把握と管理 ミドルオフィスとしてリスク管理を担当する経営管理部では、設定された有価証券等に対するポジション枠（想定元本等に対する保有限度枠）、リスク・リミット（予想損失額の限度枠）、ロス・カットライン（損失限度）の遵守状況を管理するほか、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクについて、定期的にVaR（バリュー・アット・リスク：最大予想損失額）によりリスク量を計測し、リスク管理委員会および経営陣へ報告しています。	また、市場リスクに付随する信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じているほか、引当金の算定に関しては、信用リスク管理における引当金の算定基準に準じています。 2. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 当金庫では、派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。 3. 証券化エクスポージャーに関する事項 「証券化」とは、金融機関が保有するローンや企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券化して組み替え、第三者に売却して流動化することで、一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者である「オリジネーター」と証券を購入する側である「投資家」に大きく分類されます。 当金庫が保有する証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式は、標準的手法を採用しています。 4. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスクの方針および手続の概要 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金等が該当します。 上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識にあたっては、時価評価およびVaRによるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めています。 また、株式関連商品への投資は、有価証券におけるポジション枠（保有限度枠）の範囲内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」および「資金運用細則」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。 非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しても上記の規程・細則に基づいた厳格な運用・管理を行っており、またリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、定期的に経営陣へ報告するなど、適切なリスク管理に努めています。 なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正な処理を行っています。 5. 銀行勘定における金利リスクに関する事項 (1) リスク管理の方針および手続の概要 ア. リスク管理の方針の概要 当金庫では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しています。 また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRB－Interest Rate Risk in the Banking Book※）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。（※IRRBとは、市場リスクのうち、すべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。） イ. リスク管理の手続の概要 リスク管理およびリスクの削減については、ALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBの比率をモニタリング管理することで、健全性の確保に努めています。 ウ. 金利リスク量の計測 金利リスク計測の頻度は、毎月末を基準日として、月次で計測しています。 (2) 金利リスクの算定手法の概要 ア. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（注1）およびΔNII（注2）ならびに金融機関がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項 （注1）銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計算されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。 （注2）銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。 (ア) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1、25年 (イ) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：4年 (ロ) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）：金融庁が定める保守的な前提を採用 (ハ) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約：金融庁が定める保守的な前提を採用 イ. IRRBの算出手法、変動要因および計測対象 (ア) IRRBの算出手法 IRRBの算出にあたっては、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。 なお、当金庫では、内部モデルは使用していません。 (イ) IRRBの変動要因 ΔEVEが前事業年度末から大きく増加した主な要因は、信金中金預け金の運用増加によるものであり、適切に管理しています。 (ロ) IRRBの計測対象 当金庫では、重要性の観点によりストレス時に大きな影響を与えられると考えられる資産・負債をIRRBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（金融機関の資産・負債の5％程度）に加えて、定性的な影響を考慮しています。 (3) ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクの計測について ア. VaRによる金利リスク量の計測 リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。 具体的には、部門ごとに配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（保有期間6カ月、観測期間5年、信頼水準99％）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。 また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しており、半期毎にリスク限度額を見直すことでリスクのコントロールを行っています。 イ. その他の管理手法 当金庫は、自己資本の充実度の評価やストレス・テストを実施し、金利変動による影響等を定期的に検証しています。
--	---

流動性リスク

1. リスク管理の方針および手続の概要
- (1) 流動性リスク管理の方針

流動性リスクとは、金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。
- (2) 流動性リスク管理体制

流動性リスクに関する重要事項は理事会で決定しています。
また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、資金ギャップの把握や資金繰り状況のモニタリング、および管理を行っています。
- (3) リスクの把握と管理

流動性リスクが顕在化しないように、慎重かつ適切に資金繰り状況や市場流動性に影響を与える要因や変化を常時把握し、金庫の調達・運用方針に即して保守的、かつ安定的に資金繰りや市場流動性を確保できる体制としています。
また、金庫自身の信用力等の低下による要因と、金融システムの混乱などの外的要因の両面を考慮して、適切かつ迅速な管理・対応を行う体制としています。
2. 流動性リスクの管理手法
- 有価証券等の運用においては、資金化が容易な商品を中心に運用を行うとともに、流動性リスク限度額を設け、不測の事態に備える体制としています。
また、資金ギャップについては、日次で管理し、資金ショートが発生しないように管理しています。

オペレーショナル・リスク

1. リスク管理の方針および手続の概要
- (1) オペレーショナル・リスクとは

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから生じる損失に係るリスクのことをいい、事務リスク、システムリスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクが含まれます。
- (2) オペレーショナル・リスク管理体制

オペレーショナル・リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。
また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、事務リスク、システムリスク等について協議、検討を行っています。
なお、リスク管理委員会はリスクの総合的な管理部門として、リスクのコントロールと削減に努めるとともに、協議、検討結果については、定期的に経営陣へ報告しています。
- (3) 事務リスク管理の方針および手続の概要

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことをいいます。
事務リスク管理にあたっては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程、事務処理要領の整備を図るとともに、厳正な事務の励行に努めることを基本方針としています。
当金庫では、お客様から寄せられた苦情やご意見、発生した事務ミス等を管理し、実効性のある対策を講じるために活用しており、事務レベルの向上に資する態勢を整備しています。
また、営業店に対しては、事務インストラクターを派遣してOJTを実施しているほか、各種研修会、会議等を通じて、厳正、堅確な事務処理の徹底を図っています。
- (4) システムリスク管理の方針および手続の概要

システムリスクとは、コンピュータ・システムの障害または誤作動、システムの不備、さらにはコンピュータが不正に使用されること等により損失を被るリスクのことをいいます。
システムリスク管理においては、当金庫の経営方針、経営計画に従い、当金庫における情報資産保護のための管理体制を整備し、適切な管理・運営を図ることとしています。
当金庫では、しんきん共同センターに加盟し、共同オンライン利用によりお客様に各種金融サービスを提供させていただいております。
同センターでは、スケールメリットを活かし、コンピュータ・通信回線・電源等の二重化を実施するとともに、重要なシステムおよびお客様の情報につきましては、2拠点でのバックアップ体制を構築しており、大規模な災害で一方が被災しても、継続して業務が遂行できるよう万全を期しています。
また、コンピュータ・システムの安定稼働が危機にさらされるような不測の事態に備えて、業務継続基本計画を策定するとともに、同センターが実施する定期的な被災訓練にも参加しています。
さらに、情報資産を適切に保護するための基本方針であるセキュリティポリシーや具体的な運営規則を定め、情報の重要性に応じた管理態勢を整備するとともに、お客様の重要なデータにつきましても、外部からの不正アクセスの防止策を講じる等厳格なセキュリティ管理を実施しています。
- (5) その他のリスク管理

オペレーショナル・リスクのうち、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクについては、各主管部署がリスク管理を担当し、リスク発生の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めることとし、また、リスク管理状況について、必要に応じて経営陣へ報告することとしています。
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
- 自己資本比率規制における「基礎的手法」を採用しています。

サイバーセキュリティ・リスク

サイバーセキュリティに関する方針および手続の概要

近年、サイバー攻撃が高度化・大規模化しており、サイバー攻撃のリスクがますます高まっている中、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のため喫緊の課題といわれています。

当金庫は、サイバーセキュリティ・リスクへの対応が経営の重要課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法、サイバーセキュリティ経営ガイドライン、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な態勢整備に努めるべく、令和2年4月に「サイバーセキュリティ基本方針」を制定しました。

今後も、サイバー攻撃等による事故を未然に防止するとともに、被害が発生した場合でも影響を最小限に留め、その復旧を速やかに行うため、発生する事象を総括して事態に即応するインシデント対応委員会を設置するなど、サイバーセキュリティの管理態勢の構築・強化に努めています。

「コンプライアンス（法令等遵守）体制」の推進

私ども信用金庫は、信用金庫法にも示されているように、「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する」という公共的使命を負うとともに、業務の健全かつ適切な運営を行い、地域社会からの信頼を確立するという社会的責任を負っています。

当金庫は、これまでその社会的責任と公共的使命とを十分自覚して業務を遂行し、地域の信頼を得てきましたが、今後も一層の信頼確保のために、絶えず東京ベイ信用金庫の「倫理憲章」に思いをいたし、信念と誇りをもって日常活動を実践してまいります。

1. 東京ベイ信用金庫「倫理憲章」の周知徹底
- 社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の再構築を重要課題として位置づけ、「基本方針」および「遵守基準」にあたる「倫理憲章」の周知徹底を図っています。
2. コンプライアンス・プログラムの策定と推進
- 「倫理憲章」を実現するため、関連諸規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画等を含む具体的な実践プログラムを策定、その推進状況を把握するためのモニタリングを実施し、「コンプライアンス委員会」に報告するとともに改善すべき点について対策を講じています。
3. コンプライアンス担当者の配置
- コンプライアンスを効果的に推進するため、各業務部門および営業店等との連携を密に保つ必要があることから、部店に、職場におけるコンプライアンス教育研修の責任者としての役割と、報告・相談窓口としての役割を兼ね備えたコンプライアンス担当者を配置しています。
4. コンプライアンス・マニュアルの周知徹底
- 当金庫における倫理憲章や各種ルールを記載した「コンプライアンス・マニュアル」を策定・整備し、研修や勉強会資料として活用することにより、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に努めています。

マネー・ローダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与の防止が、国際社会において求められる責務であると認識し、経営の重要課題の1つとして、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令を遵守するとともに「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に則り、継続して態勢強化に取り組んでいます。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置
- 当金庫は、お客様からの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。
苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は12ページ参照）または経営管理部（電話：0120-074-472）にお申し出ください。
2. 紛争解決措置
- 当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記経営管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。
なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部」にお尋ねください。

新型コロナウイルス感染防止へのご協力をお願い

当金庫では、お客様の健康と安全を第一に考え、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むとともに、お客様の資金決済や事業資金のご支援など、金融サービスの提供に引き続き努めてまいります。

感染防止の観点から、お客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 窓口でのお取引は、長時間お待ちいただく場合がございます。
- ATMをご利用する場合や店内でお待ちいただく際には、他のお客様との間隔を十分にお取りください。
- お振込みや現金の入出金のお取引はATMやインターネットバンキングで代替可能な場合もございますのでご検討ください。
- ご来店時には、マスク着用のご協力をお願いします。
- 発熱のある方、体調不良の方は、ご来店をお控えください。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報等の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- ・お客様の個人情報は、
 - イ、預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ロ、営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ハ、当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ニ、各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ホ、その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

- (利用目的)
 - イ、各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ロ、法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ハ、預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ニ、融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ホ、適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ヘ、与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ト、他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - チ、お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - リ、市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ヌ、ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ル、提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ウ、各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ワ、その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (法令等による利用目的の限定)
 - イ、信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - ロ、信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- イ、出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ロ、金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ハ、金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ニ、金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ホ、国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ヘ、非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ト、教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- チ、預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、取引店舗ご相談窓口にお申し出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

- ・当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫本支店のご相談窓口までお申し出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

- ・当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

6. 委託について

- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。
 - また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
 - ・定期預金および定期積金の期日案内等の作成および発送に関わる事務
 - ・キャッシュカードの発行および発送に関わる事務
 - ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
 - ・情報システムの運用および保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情について

- ・当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問につきましては、当金庫本支店にご相談窓口を設置しておりますので、お問い合わせください。
なお、当金庫は個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守します。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - イ、当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ロ、当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ハ、当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) (1) のイ、からハ、のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - イ、対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ロ、対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ハ、対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ニ、対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

全店舗での窓口営業時間変更
(昼休業の導入)の継続について

当金庫では、全店舗での窓口営業時間変更（昼休業の導入）を実施しておりますが、新型コロナウイルスの感染状況に終息が見られないことから、消毒作業等を徹底するため、引き続き昼休業を継続いたします。
お客様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【窓口営業時間】

平日 9：00～11：30
12：30～15：00

※11：30～12：30は窓口休業時間とさせていただきます。
ATMコーナーはご利用いただけます。

※昼休業の終了時期は、当金庫のホームページなどでお知らせいたします。